



平成31年3月28日

【照会先】

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 國廣 浩三

指導係長 井上 千絵子

(直通電話) 078-367-0820

報道関係者 各位

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施 ～アルバイトを始める新入学生が多い4月から7月にかけて～

兵庫労働局（局長 畑中啓良）では、平成31年度に兵庫県内の大学等（大学、短期大学、高等専門学校等）を対象に、新入学生がアルバイトを始める前に労働条件の確認をしていただくことを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します（キャンペーン概要 別添1）。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。

兵庫労働局では、学生アルバイトの労働条件を確保するため、関係法令の周知・啓発等に取り組んでいますが、これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。また、労働法等の知識は学生の皆さんが就職する時にも役立ちます。

本キャンペーンでは、新入学生がアルバイトを始める前に、労働条件の確認を促すため、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、大学等への出張相談や説明会、総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置、学生等に対するリーフレット（別添2～4）の配布及び事業主に対するリーフレット（別添5）の配布等を計画しています。

なお、平成30年度のキャンペーンでは、兵庫労働局管内の大学等に出張相談を8回、説明会を7回実施し、各リーフレットを約8,060枚配布いたしました。（実施一覧 別添6）

確かめよう！

労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

キャラクター 「たしかめたん」

[キャンペーンの概要]

1 実施期間

平成31年4月1日から同年7月31日まで

2 主な取組内容

- (1) 兵庫労働局により、大学等出張相談会等を実施します。
- (2) 兵庫労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナー(下記に記載)に「若者相談コーナー」を設置し、学生等からの相談に重点的に対応します。
- (3) 具体的なトラブル事例をQ&Aの形式で掲載したリーフレットや、アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイントをまとめたリーフレット、労働条件に関する法律をクイズやマンガを通じて学習できるアプリやWebの紹介リーフレット等を学生へ配布し周知・啓発を行います。

○若者相談コーナー

労働局やお近くの労働基準監督署の「若者相談コーナー」にご連絡ください。

(平日 午前8時30分～午後5時15分)

行政機関名	所在地	電話番号
兵庫労働局	神戸市中央区東川崎町 1-1-3	078-367-0820
雇用環境・均等部 指導課	神戸クリスタルタワー15F	
神戸東労働基準監督署	神戸市中央区海岸通 29	078-389-5345
神戸西労働基準監督署	神戸市兵庫区水木通 10-1-5	078-570-0085
尼崎労働基準監督署	尼崎市東灘波町 4-18-36	06-7670-4926
姫路労働基準監督署	姫路市北条 1-83	079-256-5793
伊丹労働基準監督署	伊丹市昆陽 1-1-6	072-772-6224
西宮労働基準監督署	西宮市浜町 7-35	0798-26-3733
加古川労働基準監督署	加古川市野口町良野 1737	079-458-8467
西脇労働基準監督署	西脇市西脇 885-30	0795-22-3366
但馬労働基準監督署	豊岡市大手町 9-15	0796-22-5145
相生労働基準監督署	相生市旭 1-3-18	0791-22-1020
淡路労働基準監督署	洲本市桑間 280-2	0799-22-2591

平成 31 年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

1 実施時期 平成 31 年 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

2 重点事項

- ① 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
- ② 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定
- ③ 学生アルバイトの労働時間の適正な把握
- ④ 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑤ 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

3 実施事項

(1) 厚生労働本省での実施事項

① 大学等への協力依頼等

ア 全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（以下「各大学等」）へリーフレット・ポスターを送付し、新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、各大学等のホームページへの掲載、学内の掲示板への掲示等について依頼する。

イ 下記(2)①の出張相談の実施に際しての相談場所の提供、学生への周知等について依頼する。

ウ 学生に利用してほしい厚生労働省の労働法の普及啓発媒体等の利用勧奨について依頼する。

② 事業主団体への周知依頼

事業主団体や学生アルバイトが多い業界の団体等に周知し、傘下会員への広報を依頼する。

③ 各都道府県及び政令市への協力依頼

キャンペーンの広報、リーフレットの配布について協力を依頼する。

④ 関係団体への協力依頼

大学等団体、日本弁護士連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本司法書士会

連合会、日本行政書士会連合会、全国大学生生活協同組合連合会等に対し、キャンペーンの周知等について協力を依頼する。

⑤ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道発表及び厚生労働省ホームページ等への掲載を行う。

(2) 各都道府県労働局の実施事項

① 大学等への出張相談等

学生数が多い大学等を中心に、都道府県労働局による出張相談を実施する。

② 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置

各都道府県労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応する。

③ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道発表、ホームページへの掲載、地方公共団体・関係機関等の広報誌の活用等により周知を行う。

④ 学生等に対するリーフレットの配付

新たに作成したリーフレット等について、キャンペーン期間中に、大学等への出張相談時や、学生が若者相談コーナーを利用した際などに、学生等に対して配付する。

⑤ 事業主等に対するリーフレットの配付

リーフレット等を署において事業主等に対して集団指導や監督指導等を実施する際に事業主等に配布する。

※ 以上の実施に当たっては、所在地の大学等や地方公共団体等関係団体と連携を図る。

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されます！



仕事(アルバイト)のトラブル

こんな事で困っていませんか？

お店が忙しくて
休憩がもらえません



学校のテストがある日も
シフトを入れられて
しまいます



開店の準備や
片付けの時間の
給料がもらえません



店長から
食事に行こうと
しつこく誘われます



売れ残った商品を
買い取れて言われます



代わりを見つけないと
バイトを辞めさせて
もらえません



おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>



電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



労働条件相談ホットライン(電話での相談は…)

月～金:午後5時～午後10時 土・日・祝日:午前9時～午後9時



はい！ いろいろ
0120-811-610

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryoyou/index.html>



君は何問正解できるか?

クイズのヒントは『「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～』の
テーマ1～8の中にあります



アルバイト代関係	①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は830円で研修中は820円みたいです。このお店がある県の最低賃金は823円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてしょうがないと思っています。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8
	②店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短いし、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
	③仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ8
	④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
	⑤アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いので「罰金」も払わなければいけないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
時間関係	⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ7
	⑦「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なんですが、テストがあって絶対に休めないのに無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですね。 ○か×か。	⇒ テーマ3 テーマ8
退職・解雇関係	⑧余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代替わりの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代替わりがないとお店は困るかもしれないので、自分で代替わりを見付けてから辞めるしかないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8
その他	⑨仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8

クイズの解説も『「働くこと」と「労働法」』に載っています。



「働くこと」と「労働法」

～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryoku/index.html>

【クイズの答え】 ①× ②○ ③× ④○ ⑤× ⑥× ⑦○ ⑧× ⑨×



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
 キャラクター「たしかめたん」

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されます！

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

Point

1

アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
※希望すればメール等で労働条件通知書をもらうことも可能です。

Point

2

バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！

Point

3

アルバイトでも、残業手当があります！

Point

4

アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます！

Point

5

アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます！

Point

6

アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません！

Point

7

困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を！

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時
0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう！
また、通知書は大切に保管しましょう！！



労働条件通知書

※シフトの設定 (始業・終業の時刻、休日、勤務日など) に当たって、**学業とアルバイトの両立に配慮してください。**

殿 _____		_____年 _____月 _____日
会社等の名称と所在地 _____ 使用者の職名と氏名 _____		
契約期間	1 期間の定めなし 期間の定めあり (2~4は「期間の定めあり」の場合に記入) 2 契約期間 (_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日) 3 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他 (_____)] 4 契約の更新は、次により判断する。[・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度・能力・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 (_____)]	
就業の場所		
従事する業務		
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業 (_____時 _____分) 終業 (_____時 _____分) 2 休憩時間 (_____) 分 3 所定時間外労働の有無 (有 (1週 _____時間、1か月 _____時間、1年 _____時間) , 無) (有の場合でも法定時間を超えて労働させることはありません。) ※1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。(なお、始業・終業時間を繰上げ・繰下げの場合もある。) ※2 変形労働時間制や交代制の採用の有無 (有 ・ 無) 有の場合、詳細は別途定める。	
休日及び勤務日	1 勤務日：毎週 _____曜日、その他 (_____) (週毎に勤務日が定められていない場合は) 週・月当たり _____日、その他 (_____) 2 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 _____日 3 休日：毎週 _____曜日、国民の祝日、その他 (_____)	
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 _____日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) _____日 時間単位年休 (有・無) 2 その他の休暇 有給 (種類： _____)、無給 (種類： _____)	
賃 金	1 基本賃金 イ 月給 (_____円)、ロ 日給 (_____円) ハ 時間給 (_____円)、ニ その他 (_____円) 2 諸手当の額又は計算方法 (_____ 手当 _____円 / 計算方法： _____) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、所定超 (_____) % ロ 休日 法定外休日 (_____) % ハ 深夜 (_____) % 4 賃金締切日 (種類： _____) - 毎月 _____日、(種類： _____) - 毎月 _____日 5 賃金支払日 (種類： _____) - 毎月 _____日、(種類： _____) - 毎月 _____日 6 賃金の支払方法 (_____) 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 (_____)) 8 昇給 (有 (時期、金額等 _____) , 無) 9 賞与 (有 (時期、金額等 _____) , 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等 _____) , 無)	
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続 (退職する _____日以上前に届け出ること) 2 解雇の事由及び手続 (_____)	
その他	1 社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その (_____)) 2 雇用保険の適用 (有 ・ 無) 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 _____ 担当者職氏名 _____ (連絡先 _____)	



アプリで

労働条件に関する法律をクイズやマンガを通じて学習できる！

確かめよう、労働条件！

確かめよう労働条件

検索

Webで

働くときのQ&Aやアルバイト向け情報で労働条件がわかる！



アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター〈たしかめたん〉



ストーリーを読んでNG発言を指摘！労働条件について楽しく学べます。

働くときの注意点について、マンガでさらに理解を深められます！

目的別の相談窓口や、クイズのヒントとなる労働関係法令を確認できます。



QUIZ
クイズで学ぶ

COMIC
マンガで学ぶ

OTHER
その他の機能

INSTALL!
さっそく始めてみよう！
右記QRコードよりインストールできます
(iOS,Android 対応)



「労働条件 (RJ) パトロール！」は、個性豊かなキャラクターと一緒に、現実の労働関係法令の知識をクイズやマンガを通して楽しみながら身につけることができる厚生労働省の公式アプリです。



アプリで確かめよう Webで確かめよう

労働条件に関する総合情報サイト

 確かめよう労働条件

「確かめよう労働条件」は、労働条件や労働関係法令に関する情報を掲載した総合情報サイトです。

Q&A
働く時のQ&A



「ブラック企業ってどんな会社？」など、労働条件にまつわるさまざまな疑問にお答えします。

STUDY
学習コンテンツ



働くとき、従業員を雇うときに必要な基礎知識をわかりやすく身につけられます。

CONSULTATION
相談機関



全国の相談機関、相談窓口を紹介しています。

PART TIME
アルバイトの労働条件



アルバイトを始める前に知っておきたいポイントを紹介します。

OTHER
その他



行政の取り組みや裁判例など、さまざまな情報を掲載！

パソコンでもスマホでも
確認できるよ！



事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されます！

重点事項

Point

1

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

Point

2

学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

Point

3

アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

Point

4

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point

5

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時

0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」





アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。なお、労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

大学生等に対するアルバイトに関する意識調査(平成27年厚生労働省実施)では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。



学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html



商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

平成30年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン 実施一覧

NO	年月日	学校名	実施内容
1	5月17日	関西福祉大学	労働法制講義 出張相談
2	5月28日	甲南大学	出張相談
3	5月29日	兵庫県立大学	労働法制講義 出張相談
4	6月4日	甲南大学	労働法制講義
5	6月13日	芦屋大学	労働法制講義
6	6月20日	吉備国際大学	労働法制講義 出張相談
7	6月28日	神戸女学院大学	出張相談
8	7月3日	姫路日ノ本短期大学	労働法制講義
9	7月11日	神戸大学	出張相談
10	7月13日	神戸大学	出張相談
11	7月18日	大阪芸術大学短期大学部	労働法制講義
12	7月20日	芦屋大学	出張相談